母子父子寡婦福祉資金一覧表

（令和元年度）

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付を受ける期間	据置期間	償還期限	利率
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦	事業を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金（事業経営の主体者であり、かつ事業経営上の技術又は経験を有している場合に限る）	２，８７０，０００円 【団体】　４，３２０，０００円 （注）複数の母子家庭の母等が共同して起業する場合の限度額は団体貸付の限度額を適用できるものとする。		１年	７年以内	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦	現在営んでいる事業を継続するために必要な資金（借金返済は対象外）	１，４４０，０００円 【団体】　１，４４０，０００円		６ケ月	７年以内	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%
修学資金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金	○高等学校、専修学校（高等課程） 【国公立】（自宅）月額２７，０００円 （自宅外）月額３４，５００円 【私立】（自宅）月額４５，０００円 （自宅外）月額５２，５００円 ○高等専門学校 【国公立】 １～３年（自宅）月額３１，５００円 （自宅外）月額３３，７５０円 ４～５年（自宅）月額６７，５００円 （自宅外）月額７６，５００円 【私立】 １～３年（自宅）月額４８，０００円 （自宅外）月額５２，５００円 ４～５年（自宅）月額７９，５００円 （自宅外）月額９０，０００円 ○短期大学、専修学校（専門課程） 【国公立】（自宅）月額６７，５００円 （自宅外）月額７６，５００円 【私立】（自宅）月額７９，５００円 （自宅外）月額９０，０００円 ○大学 【国公立】（自宅）月額６７，５００円 （自宅外）月額７６，５００円 【私立】（自宅）月額８１，０００円 （自宅外）月額９６，０００円 ○大学院 【修士課程】月額１３２，０００円 【博士課程】月額１８３，０００円 ○専修学校（一般課程）月額４８，０００円	修学期間中	当該学校卒業後６ケ月	２０年以内 専修学校（一般課程） ５年以内	無利子
就学支度資金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	○小学校　６３，１００円 ○中学校　７９，５００円 ○高等学校・専修学校（高等課程・一般課程） 【国公立】（自宅）１５０，０００円 （自宅外）１６０，０００円 【私立】（自宅）４１０，０００円 （自宅外）４２０，０００円 ○大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程） 【国公立】（自宅）３７０，０００円 （自宅外）３８０，０００円 【私立】（自宅）５８０，０００円 （自宅外）５９０，０００円 ○大学院 【国公立】３８０，０００円 【私立】５９０，０００円 ○修業施設（厚生労働大臣が定める施設に限る。） （自宅）２７２，０００円 （自宅外）２８２，０００円		６ケ月	就学 ２０年以内 修業 ５年以内	無利子
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金（例：ホームヘルパー、パソコン、栄養士等）	【一般】　月額　６８，０００円 【特別】（一括）８１６，０００円 （１２月相当） （自動車運転免許　４６０，０００円）	知識技能を習得する期間中５年を超えない範囲内	知識技能習得後 １年	２０年以内	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付を受ける期間	据置期間	償還期限	利率
修業資金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額　６８，０００円 (特別　４６０，０００円)	知識技能を習得する期間中５年を超えない範囲内	知識技能習得後 １年	２０年以内	無利子
就職支度資金	母子家庭の母又は父子家庭の父又は児童 父母のない児童 寡婦	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	１００，０００円 (特別　３３０，０００円)		１年	６年以内	母（父）が扶養する児童に係る場合及び連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%
医療介護資金	母子家庭の母父子家庭の父又は児童（介護の場合は児童を除く） 寡婦	医療又は介護（当該医療又は介護を受ける期間が１年以内の場合に限る）を受けるために必要な資金	【医療】　３４０，０００円 (特別　４８０，０００円) 【介護】　５００，０００円		６ケ月	５年以内	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%
生活資金	母子家庭の母父子家庭の父 寡婦	知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子（父子）家庭になって間もない（７年未満）母（父）の生活を安定・継続する間（生活安定期間）又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	【一　般】　月額　１０５，０００円 【技能習得】　月額　１４１，０００円 （注１）生活安定期間の貸付は、配偶者のない女子（男子）となった事由の生じたときから７年を経過するまでの期間中、月額１０万５千円、合計２５２万円を限度とする。 また、生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、１２６万円（一般分の１２月相当）を限度として貸し付けることができる。 （注２）生計中心者でない場合（母子・父子） 月額　７０，０００円 現に扶養する子のない場合、現に扶養する子の生計を維持していない場合（寡婦） 月額　７０，０００円 （注３）一括貸付け限度額（物価の影響による） ・知識技能を習得する期間中 ４２３，０００円 ・医療又は介護を受けている期間 ３１５，０００円 ・生活安定期間 ３１５，０００円 ・失業貸付期間 ３１５，０００円	知識技能を習得する期間中５年以内 医療又は介護を受けている期間中１年以内 母子（父子）家庭になって７年未満 離職した日の翌日から１年以内	知識技能習得後 ６ケ月 医療又は介護終了後 ６ケ月 生活安定期間の貸付期間満了後 ６ケ月 失業中の貸付期間満了後 ６ケ月	技能習得 20年以内 医療又は介護 ５年以内 生活安定貸付 ８年以内 失業 ５年以内	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%
住宅資金	母子家庭の母父子家庭の父 寡婦	現に居住し、かつ所有する住宅の補修、新築購入するのに必要な資金	１，５００，０００円 (特別　２，０００，０００円)		６ケ月	６年以内 (特別７年以内)	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%
転宅資金	母子家庭の母父子家庭の父 寡婦	住宅を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金	２６０，０００円		６ケ月	３年以内	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%
結婚資金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童 寡婦が扶養する子	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する２０歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	３００，０００円		６ケ月	５年以内	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%
臨時児童扶養等資金	貸付申請時に児童扶養手当の支給を受けている方で、令和元年８月分の児童扶養手当額が、同年11月分の児童扶養手当に相当する額未満である方		児童扶養手当支給額（令和元年 11 月分）×３－児童扶養手当支給額（令和元 年 10 月分）×３	令和元年11月１日～令和２年１月31日	貸付の日から６ヶ月	３年以内	無利子

(注) 償　還：月賦を原則とし、繰上償還もできる。
違約金：償還金をその償還予定日に償還しなかったときは、その翌日から納入した当日までの日数を計算し、元利金につき年５％の違約金が徴収される。